



号外第7号
令和2年7月16日
発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

公 告

○消防法による命令の公告..... 1

公 告

消防法による命令の公告

令和2年7月16日

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定による命令をしたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市消防局長 齊 藤 浩

- 1 防火対象物の所在地
広島県広島市西区観音本町一丁目7番25号
- 2 防火対象物の名称
エヌケービル
- 3 命令を受けた者の氏名
日本工芸株式会社
代表取締役 大杉 泰啓
- 4 命令年月日
令和2年7月16日
- 5 命令事項
 - (1) 令和3年1月8日までに、2の防火対象物全体に屋内消火栓設備を設置すること。
 - (2) 令和3年1月8日までに、2の防火対象物全体に連結送水管を設置すること。